

公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会
シルバー派遣事業実施事業所

- 広島市事務所 TEL.082-223-1156 〒730-0005 広島市中区西白島町23番9号
- 呉市事務所 TEL.0823-21-6611 〒737-0077 呉市伏原一丁目4番25号
- 竹原市事務所 TEL.0846-22-3331 〒725-0026 竹原市中央四丁目7番71号
- 三原市事務所 TEL.0848-63-2266 〒723-0016 三原市宮沖五丁目9番32号
- 尾道市事務所 TEL.0848-20-7700 〒722-0042 尾道市久保町1701番地1
- 福山市事務所 TEL.084-953-5222 〒721-0955 福山市新涯町二丁目21番30号
- 府中市事務所 TEL.0847-47-6120 〒726-0033 府中市目崎町352番地
- 三次市事務所 TEL.0824-62-7800 〒728-0016 三次市四拾貫町154番地1
- 庄原市事務所 TEL.0824-72-1135 〒727-0021 庄原市三日市町20番地13
- 大竹市事務所 TEL.0827-57-6100 〒739-0623 大竹市小方一丁目20番1号
- 東広島市事務所 TEL.082-426-4683 〒739-0015 東広島市西条栄町9番18号
- 廿日市市事務所 TEL.0829-20-1468 〒738-0023 廿日市市下平良一丁目1番5号
- 安芸高田市事務所 TEL.0826-42-4411 〒731-0544 安芸高田市吉田町多治比611番地1
- 江田島市事務所 TEL.0823-42-5211 〒737-2122 江田島市江田島町中央一丁目15番15号
- 府中町事務所 TEL.082-285-0161 〒735-0013 安芸郡府中町浜田三丁目9番2号
- 海田町事務所 TEL.082-823-2733 〒736-0051 安芸郡海田町つくも町6番3号
- 安芸太田町事務所 TEL.0826-22-2410 〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計3838番地1
- 北広島町事務所 TEL.0826-72-8421 〒731-1533 山県郡北広島町有田1495番地1
- 世羅町事務所 TEL.0847-22-5160 〒722-1121 世羅郡世羅町大字西上原123番地3
- 神石高原町事務所 TEL.0847-89-0121 〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙2016番地2
- 熊野町事務所 TEL.082-855-0881 〒731-4212 安芸郡熊野町初神三丁目24番27号



【派遣元事業主】労働者派遣事業 届出受理番号「シ34-001」

公益社団法人 **広島県シルバー人材センター連合会**

〒730-0005 広島市中区西白島町24番36号(広島市中央公民館4階)

TEL.082-502-0468 FAX.082-502-0478

詳しくは



企業・団体の皆様

シルバー派遣を 活用されませんか？



企業の皆さん、人手が少し足りないことはありませんか？
そんな時はお気軽にシルバー人材センターをご利用ください。

職場の
人手が少し
足りない時

簡単なお仕事も
お任せください

短期間・短時間
もOK!

シルバー派遣とは？

シルバー派遣とは、シルバー人材センター連合会が広島労働局に届出することで、実施することができます。60歳以上のシルバー人材センターの登録会員を、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会が、企業・団体に労働者として派遣するものです。派遣登録会員が、企業・団体の従業員と一緒に業務指示を受けて働きます。



仕組みと概要

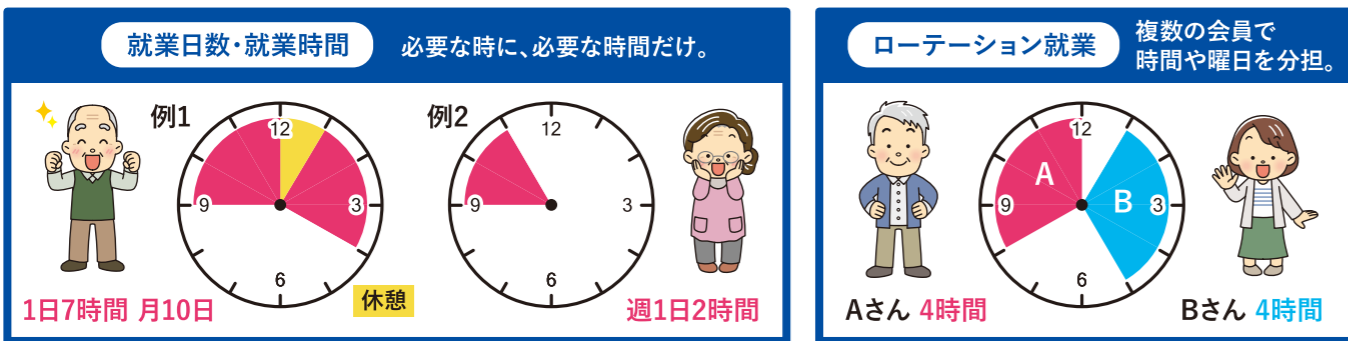


就業の仕組み

シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務又は軽易な業務になります。

日数の上限	月10日程度以内
時間の上限	週20時間を超えないことを目安

シルバー派遣の就業例



※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。

●一契約の契約最長期間は、原則1年になります。●60歳以上の派遣労働者については、派遣受入期間の制限がありません。

主な仕事内容(例)

※対応できる仕事は各実施事業所により異なります。

- 事務系の仕事**
 - 一般事務、経理事務、パソコン入力など
- 販売店舗、飲食店、宿泊施設等での仕事**
 - スーパーの品出し、総菜加工、カート整理、接客業務など
 - 飲食店等での配膳・食器洗い、調理補助、清掃など
- 施設等での仕事**
 - 施設などの管理業務(窓口、電話対応)
 - 施設内外の清掃、公園緑地維持管理
 - 学校用務など
- 福祉、介護、子育て、家庭支援の仕事**
 - 福祉施設の介護補助
 - 福祉、介護施設での調理補助
 - 保育園等の保育補助
 - 家庭での生活支援
- 工場等での仕事**
 - 製品等の仕上げ作業
 - 部品等の包装・梱包作業
 - 食品製造・加工作業など
- その他作業系の仕事**
 - 荷物の配送作業(市町広報誌、給食など)
 - 農作業(種まき、収穫、除草など)
 - 家庭ゴミ等収集作業補助
 - 資源ゴミの選別・仕分け
 - その他軽作業

派遣することができない仕事

- 高齢者にとって危険又は有害な業務
- 法律により港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務

労働保険・社会保険について

シルバー派遣労働者は、労災保険は適用されますが、就業時間が短いため社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険は、原則適用されません。

派遣料金について



ご留意いただきたいこと

- 派遣先としての労働関係法令の適用があります。
- 指揮命令により生じた損害は、派遣先が賠償責任を負います。
- 対応できる会員がいない場合は、派遣できない場合もあります。
- 派遣先が労働者派遣を受けるにあたり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。



シルバー派遣事業ご利用の流れ

